

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号																					
支出年月日	令和 <u>5</u> 年 <u>2</u> 月 <u>2</u> 日																				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																					
<div style="text-align: center;">領 収 証</div> <p style="font-size: 1.2em;">川上あさえ様 2023年2月2日</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 10px 0;"> * ¥4,950.- </div> <p style="margin-left: 20px;">但 2023年2月6日(月) 振込料</p> <p style="margin-left: 20px;">上記正に領収いたしました。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">内 訳</td> <td style="width: 20%;">金額 (税抜・税込)</td> <td style="width: 20%;">消費税額等</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>4500</td> <td></td> <td>〒107-8555 東京都港区赤坂2-8-8</td> </tr> <tr> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td>TEL 03-3571-2225</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>450</td> <td></td> <td>FAX 03-3571-2225</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">Ca-1048 登録番号</p>		内 訳	金額 (税抜・税込)	消費税額等		税率	4500		〒107-8555 東京都港区赤坂2-8-8	%			TEL 03-3571-2225	税率	450		FAX 03-3571-2225	10%			
内 訳	金額 (税抜・税込)	消費税額等																			
税率	4500		〒107-8555 東京都港区赤坂2-8-8																		
%			TEL 03-3571-2225																		
税率	450		FAX 03-3571-2225																		
10%																					
充当内容 (按分の計算方法)	平政和会オリゴ代 $¥4950 \times 0.85 = ¥4207$																				
その他	川上																				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川 上 翔 平」(以下「甲」という)、受託者「産経新聞 芦屋専売所」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告刊コミ

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

令和5年2月中

4 委託料

¥4,950 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (適用税率10%) 〕
円

5 委託料の支払方法

現金払

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和5 年 2 月 2 日

甲 住 所
氏 名

芦屋市
川 上 翔 平

印

乙 住 所
氏 名

産経新聞芦屋専売所

印

659-0025
兵庫県芦屋市浜町2-8
TEL 0797-22-2578
FAX 0797-22-2579

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告刊行
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

川上あきえ新聞

Vol.13

2023年春号

自民党芦屋市議団
〒659-8501
芦屋市精道町7-6
TEL 050-3395-5027
FAX 050-3457-4872

NeXT 芦屋

現場目線で市政改革



元産経新聞記者

アプリで匿名報告

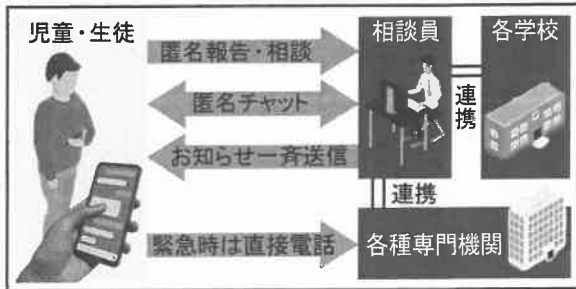
学校内「いじめ」

「いじめ」や「ハラスメント」の被害者や目撃者が匿名で報告・相談できるシステムを教育現場で導入できないか。親や友人にも相談できない内容を学校側が把握するのは困難であることから、このような問題意識を持ち続けていました。本市の中学生の不登校率は7・0%(2021年度)と全国平均(5・26%)と比べても高く、深刻で、問題解決に向けた支援策としてスマートフォンアプリを活用した対策の導入を提案しました。

議会でも導入提案 不登校対策も

このアプリはスマホにインストールし、アクセスすることで入力すること利用可能。生徒はいじめの内容にやりとりしませんが、生徒の名前は分からないが、学校名と学年を把握できるため、

いじめがアプリで匿名報告される仕組み



対象の学校と連携して問題解決を図ることができず。相談は、若者が慣れ親しんでいるメッセージアプリと同じチャット形式で行われており、校内にアプリ利用の啓発ポスターを掲示するなど、気軽に相談できる体制を構築しているといえます。

いじめは放置しているとエスカレートするため、早期発見が重要になります。このアプリはすでに尼崎市をはじめ全国30自治体で導入しています。

コロナ禍という状況を考慮しても全国平均を大きく上回る本市の不登校の高さを放置するわけにはいきません。その要因は「無気力」など様々ですが、多感な子どもたちの心を伺い知ったうえで、抱えているストレスを軽減させる取り組みを真剣に考えるべきだと思えます。今回の提案に対し、芦屋市の教育委員会は検討を開始しています。ぜひ導入を前向きに進めるようにしてまいります。

2022年末に閉会した第4回定例会は物価や原油価格高騰の影響を受けている世帯を支援する給付金事業や保険医療機関に対する支援事業、省エネ家電製品購入促進事業、妊産子育て支援事業など総額約9億円にのぼる一般会計補正予算案などに加え、芦屋市役所の組織再編を伴う議案を審議、可決

こあいさつ

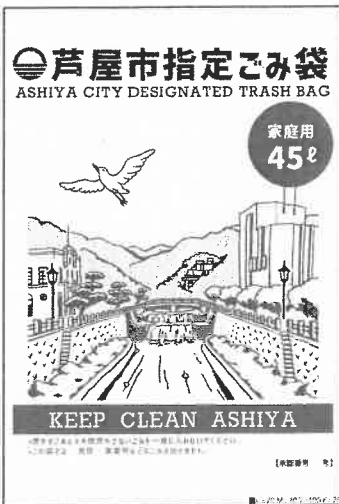
しました。今もって「第8波」と呼ばれる感染拡大が続ぎ、インフルエンザとの同時流行も懸念されています。周囲を見渡しましても体調不良を訴える方々が相次いでおり、医療逼迫が起こらないよう注視する必要があります。今回は一般質問や常任委員会の審議を中心に報告いたします。

芦屋川的美観 ごみ袋に

指定制度開始へ新デザイン決定

芦屋市では4月1日移行開始、10月完全実施で指定ごみ袋制度を開始します。それに合わせてこの度、指定ごみ袋のデザインが決まりました=写真。芦屋川からのぞむ六甲山など美しい風景を描いたデザインで応募件数286点の中から小中学生の投票で選ばれました。

ごみの減量を目指し、指定ごみ袋制度の導入は、全会一致で可決されました。ごみ袋の色は白半透明になります。サイズは45ℓ、30ℓ、10ℓの3種類。製造・焼却時に発生するCO₂排出量を10%以上削減する効果がある素材を使用し、ごみ処理価格を上乘せして割高になる「有料化」は行いません。10月からは指定ごみ袋でないと収集されなくなります。



非課税世帯に5万円を給付

対象は2022年9月末時点の非課税世帯や家計が急変し同様の事情にあると認められる世帯。また、それとは別に、妊娠出産子育て支援事業として今年度中に妊娠・出産した方々を対象に、妊娠届け出時に5万円、出生届出後に5万円を支給します。

市議会は住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品価格高騰に対する対策として1世帯あたり5万円を給付すること議決しました。補正予算額は約6億1550万円。

市最南端に位置する南芦屋浜の護岸では台風による破損や釣り客のマナーが問題となり、長らく釣りをを行うことができない、懸念された。護岸工事が完工し、約1年半が過ぎた昨年10月下旬から今年5月中旬まで「試験開放」として、一部護岸で釣りをを行うことが可能になっています。私は護岸を多くの方々にご利用していただくべきだと考えていますが、あくまでマナーを厳守して利用することが肝要と考えます。

南芦屋浜護岸 試験的に再開

一般質問ではゴミ放置などについては罰則や過料を課したマナー条例を適用することで、健全な利用を促すよう求め、市は「マナー啓発・見回りなどを踏まえたいうえで、条例の活用も考えていく」と答弁しました。

護岸工事前の利用状況としてはゴミや釣り餌の放置による臭いやカラスの被害、火を使った行為や違法駐車、騒音などの迷惑行為が見られていました。

試験開放後において、市が把握している迷惑行為としては、周辺道路や住宅地内に車やバイクが駐車するといった



マナー啓発が実施されている南芦屋浜護岸

悪質利用者には条例適用も

試験的に開放されている南芦屋浜護岸。多くの釣り客でにぎわうが...



報告が上がっているといいますが、この報告を受け、早朝の開放時間を午前6時から同8時に変更しています。かつては設置されていたゴミ箱がふれ、美観衛生的にも問題となっていました。今後はゴミ箱を設置せず、ごみを持ち帰ってもらうよう啓発を進めるとしています。

マナー条例では「潮声屋ビーチでの花火」「芦屋川流域でのバーベキュー」「市内4駅周辺での指定場所以外での喫煙」などが禁止されています。私は周辺住民の住環境を守るためにも、釣り客のマナー違反には厳しい罰則を設けるべきだと考えており、今後釣り客のマナーと条例の在り方について、議論を深めていきたいと考えています。

潮声屋ビーチのスポーツ活用

市「年度内決着」

かつてビーチスポーツが盛んに行われていた南芦屋浜の人工砂浜「潮声屋ビーチ」。私は早期のスポーツ利用再開と活用を求めてきました。今回の一般質問で市は「スポーツ団体や住民を含めた協議会を開き、年度内に協議をまとめる」としました。昨秋には3千人を超える人々から、ビーチの活用を求める署名が市に届けられております。問題を先送りすることなく、活用に向けた議論を前に進めるよう求めてまいります。

昨年6月の一般質問では護岸工事が終わって1年以上が経過しているにも関わらず、ビーチが活用されていない現状を憂い、市に対し現状把握と早期活用の開

スポーツ活用が求められる潮声屋ビーチ



始を求めました。その際、市内の学生がビーチでストレッチを行っていただけで指定管理者から退去を命じられるという「行き過ぎ」とも言える管理体制も確認。市は「スポーツ団体と住民、県、市をまじえた協議会で

活用ルールを議論したい」としていましたが、昨年末の時点では協議会は開かれておりません。この状況が続けば市答弁の信頼性が揺らぎかねないため、再度の質問となりました。そもそもビーチでのスポーツ活用を制限する理由はどこにあるのか、あいまいなまま放置されているのが現状です。活気あふれるビーチとして再生できるのか、正念場を迎えています。

活気再生 迎える正念場

編集後記 10年ほど前、冬空の下で繁華街に集う子供たち取材したことがある。家庭や学校や繁華街に繰り出していた。今では、スマホを使ったチャットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)にも逃げ場や安らぎを求めているのだろう。不登校や中高年の引きこもりも増える中、誰もが居場所を持てる社会を目指すために打つ手は何なのか。具体策を早急に考えていきたい。



【川上朝栄(かわかみ・あさえ)プロフィール】
1973年12月生まれ、49歳。妻と娘2人の4人家族。岡山自陵高校を経て、学習院大学経済学部卒業後、産経新聞社に記者として入社。内閣府や東京証券取引所キャップ等を務め、政治経済の現場を取材。著書に「関西経済大研究」「達人の世界」(産経新聞出版、共著)。趣味はテニス、スキー。高校野球鑑賞。資格：社会福祉主事、介護職員初任者



政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	
支出年月日	令和 5年 2月 2日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 (○) 研修費 広報費 広聴費 (○) 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	

Enejet

IC機
 系内品書(領収書)
 神戸スタンプランド石油株式会社
 芦屋SS
 神戸市平田北町3-11
 TEL:0797-22-5545
 2023/02/02(木)13:32
 24.51L @160.0 L-3N-7
 割引適用(017740)
 5円/L, 個割引 済み
 小計 ¥3,922
 (10%対象) ¥3,922
 内消費税 ¥357
 合計 ¥3,922
 承認No. 4714763 一括
 支払方法 前払い OK
 端末処理済番 14763
 ※本書は商品上のお取り扱い！
 財布・手帳等にはさんで保管頂
 場合は、印刷面を内側に折り保管
 をお願い致します。
 No.6007 担当:0001 芦屋SS
 POS番号01
 2023/02/02
 5円割引チケット

充当内容 (按分の計算方法)	カマリ2代(2月) 1961 残 $3922 \times \frac{1}{2} = \text{¥ } 1961$ 1961 ¥3039
その他	112

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	294
支出年月日	令和 5 年 2 月 3 日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	

領 収 証

No. _____


川上 あまゐ 様

2023年 2月 2日

★ 24,420 -

但 折込代 2/6(A)入V 6000枚 (A4

上記正に領収いたしました


読売センター打出
 代表 一瀬 匠
 〒659-0024 芦屋市南宮町 2-7
 ☎ (0797)32-1054
 FAX (0797)38-1714

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

充当内容
(按分の計算方法)

新聞刊の代
 (不取税) ¥24,420 × 0.85 = 20,757

そ の 他

川上

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川上朝半」(以下「甲」という)、受託者「読売センター打出」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告 リコミ

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

令和5年 2月中

4 委託料

24420 円
〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (適用税率10%)
2220 円〕

5 委託料の支払方法

現金

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和5年 2月 2日

甲 住所氏名

芦屋市 [Redacted]
川上朝半

印 [Redacted]

乙 住所氏名

YC 読売センター打出
代表 一 瀬
〒659-0024 芦屋市南宮町2- [Redacted]
☎ (0797)32-1054
FAX (0797)38-1714

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告オリコミ
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

川上あさえ新聞

Vol.13

2023年春号

自民党芦屋市議団
〒659-8501
芦屋市精道町7-6
TEL 050-3395-5027
FAX 050-3457-4872

NeXT 芦屋

現場目線で市政改革



川上あさえ
元産経新聞記者

アプリで匿名報告

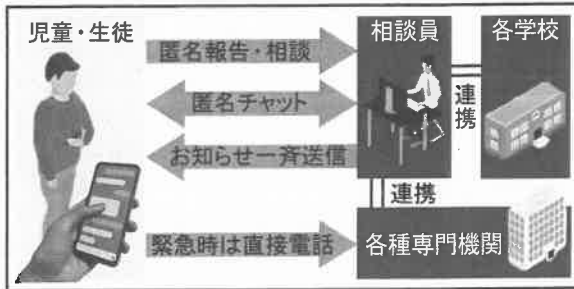
学校内「いじめ」

「いじめ」や「ハラスメント」の被害者や目撃者が匿名で報告・相談できるシステムを教育現場で導入できないか。親や友人にも相談できない内容を学校側が把握するのは困難であることから、このような問題意識を持ち続けていました。本市の中学生の不登校率は7・0%（2021年度）と全国平均（5・26%）と比べても高く、深刻で、問題解決に向けた支援策としてスマートフォンアプリを活用した対策の導入を提案しました。

議会で導入提案 不登校対策も

このアプリはスマホにインストールし、アクセス可能。生徒はいじめの内容について文章や画像で匿名のまま教育委員会の担当者ややりとりします。生徒の名前は分からないが、学校名と学年を把握できるため、

いじめがアプリで匿名報告される仕組み



対象の学校と連携して問題解決を図ることができません。相談は、若者が慣れ親しんでいるメッセージアプリと同じチャット形式で行われており、校内にアプリ利用の啓発ポスターを掲示するなど、気軽に相談できる体制を構築しているといえます。

いじめは放置しているとエスカレートするため、早期発見が重要になります。このアプリはすでに尼崎市をはじめ全国30自治体で導入しています。

コロナ禍という状況を考慮しても全国平均を大きく上回る本市の不登校の高さを放置するわけにはいきません。その要因は「無気力」など様々ですが、多感な子どもたちの心を伺い知ったうえで、抱えているストレスを軽減させる取り組みを真剣に考えるべきだと思えます。今回の提案に対し、芦屋市の教育委員会は検討を開始しています。ぜひ導入を前向きに進めるようにしてまいります。

非課税世帯に5万円を給付

市議会は住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品価格高騰に対する対策として1世帯あたり5万円を給付すること議決しました。補正予算額は約6億1550万円。

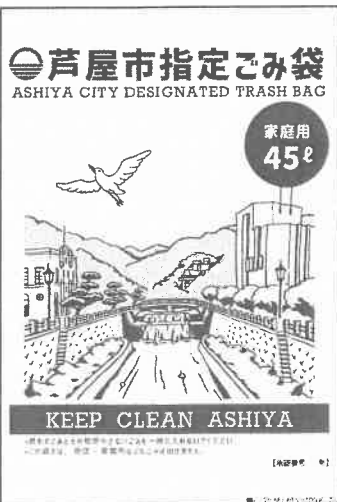
対象は2022年9月末時点の非課税世帯や家計が急変し同様の事情にあると認められる世帯。また、それとは別に、妊娠出産子育て支援事業として今年度中に妊娠・出産した方々を対象に、妊娠届け出時に5万円、出生届出後に5万円を支給します。

指定制度開始へ新デザイン決定

芦屋川的美観 ごみ袋に

芦屋市では4月1日移行開始、10月完全実施で指定ごみ袋制度を開始します。それに合わせてこの度、指定ごみ袋のデザインが決まりました＝写真。芦屋川からのぞむ六甲山など美しい風景を描いたデザインで応募件数286点の中から小中学生の投票で選ばれました。

ごみの減量を目指し、指定ごみ袋制度の導入は、全会一致で可決されました。ごみ袋の色は白半透明になります。サイズは45ℓ、30ℓ、10ℓの3種類。製造・焼却時に発生するCO₂排出量を10%以上削減する効果がある素材を使用し、ごみ処理価格を上乗せして割高になる「有料化」は行いません。10月からは指定ごみ袋でないと収集されなくなります。



市最南端に位置する南芦屋浜の護岸では台風による破損や釣り客のマナーが問題となり、長らく釣りを行うことができない、態でした。護岸工事が完工し、約1年半が過ぎた昨年10月下旬から今年5月中旬まで「試験開放」として、一部護岸で釣りを行うことが可能になっています。私は護岸を多くの方々にご利用していただくべきだと考えていますが、あくまでマナーを厳守して利用することが肝要と考えます。

南芦屋浜護岸 試験的に再開

一般質問ではゴミ放置などについては罰則や過料を課したマナー条例を適用することで、健全な利用を促すよう求め、市は「マナー啓発・見回りなどを踏まえたうえで、条例の活用も考えていく」と答弁しました。

護岸工事前の利用状況としてはゴミや釣り餌の放置による臭いやカラスの被害、火を使った行為や違法駐車、騒音などの迷惑行為が見られていました。

試験開放後において、市が把握している迷惑行為としては、周辺道路や住宅地内に車やバイクが駐車するといった



マナー啓発が実施されている南芦屋浜護岸

悪質利用者には条例適用も

試験的に開放されている南芦屋浜護岸。多くの釣り客でにぎわうが...



報告が上がっているといいいます。この報告を受け、早朝の開放時間を午前6時から同8時に変更しています。かつては設置されていたゴミ箱がふれ、美観衛生的にも問題となっていました。今後はゴミ箱を設置せず、ごみを持ち帰ってもらうよう啓発を進めるとしています。

マナー条例では「潮芦屋ビーチでの花火」「芦屋川流域でのバーベキュー」「市内4駅周辺での指定場所以外での喫煙」などが禁止されています。私は周辺住民の住環境を守るためにも、釣り客のマナー違反には厳しい罰則を設けるべきだと考えており、今後釣り客のマナーと条例の在り方について議論を深めていきたいと考えています。

潮芦屋ビーチのスポーツ活用

市「年度内決着」

かつてビーチスポーツが盛んに行われていた南芦屋浜の人工砂浜「潮芦屋ビーチ」。私は早期のスポーツ利用再開と活用を求めてきましたが、今回の一般質問で市は「スポーツ団体や住民を含めた協議会を開き、年度内に協議をまとめる」としました。昨秋には3千人を超える人々から、ビーチの活用を求める署名が市に届けられております。問題を先送りすることなく、活用に向けた議論を前に進めるよう求めてまいります。

昨年6月の一般質問では護岸工事が終わって1年以上が経過しているにも関わらず、ビーチが活用されていない現状を憂い、市に対し現状把握と早期活用の開

活気再生 迎える正念場

始を求めました。その際、市内の学生がビーチでストリートを行っていただけで指定管理者から退去を命じられるという「行き過ぎ」とも言える管理体制も確認。市は「スポーツ団体と住民、県、市をまじえた協議会で

活用ルールを議論したい」としていましたが、昨年末の時点では協議会は開かれておりません。この状況が続けば市答弁の信頼性が揺らぎかねないため、再度の質問となりました。そもそもビーチでのスポーツ活用を制限する理由はどこにあるのか、あいまいなまま放置されているのが現状です。活気あふれるビーチとして再生できるのか、正念場を迎えています。

スポーツ活用が求められる潮芦屋ビーチ



編集後記

10年ほど前、冬空の下で繁華街に集う子供たち取材したことがある。家庭や学校という逃げ場を失った子供たちは誰かとつながりたいと繁華街に繰り出していた。今では、スマホを使ったチャットやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)にも逃げ場や安らぎを求めているのだろう。不登校や中高年の引きこもりも増える中、誰もが居場所を持てる社会を目指すために打つ手は何なのか。具体策を早急に考えていきたい。

【川上朝栄(かわかみ・あさえ)プロフィール】

1973年12月生まれ、49歳。妻と娘2人の4人家族。岡山白陵高校を経て、学習院大学経済学部卒業後、産経新聞社に記者として入社。内閣府や東京証券取引所キャップ等を務め、政治経済の現場を取材。著書に「関西経済大研究」「達人の世界」(産経新聞出版、共著)。趣味はテニス、スキー。高校野球鑑賞。資格：社会福祉主事、介護職員初任者



Facebook



Twitter






政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	295
支出年月日	令和 5 年 2 月 3 日
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
別紙	
充当内容 (按分の計算方法)	IT管理費 ¥ $¥5500 \times 1/2 = 2750$
そ の 他	川口


- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	297													
支出年月日	令和 5 年 2 月 4 日													
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費									
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費									
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)														
 領収証														
2023年01月分 芦屋市		No. [Redacted]												
米田 哲也 様		お知らせ 領収日 2023年 2月 4日												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>銘 柄</th> <th>部</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産経新聞セット※</td> <td>1</td> <td>4,400</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>¥4,400</td> </tr> </tbody> </table>	銘 柄	部	金 額	産経新聞セット※	1	4,400	合 計		¥4,400	※は軽減税率対象品目		毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。 8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)		
銘 柄	部	金 額												
産経新聞セット※	1	4,400												
合 計		¥4,400												
 産経新聞 芦屋専売所 〒659-0025 芦屋市浜町2-8 TEL: 0797-22-2578		FAX: 0797-22-2579												
米田 哲也														
充当内容 (按分の計算方法)	産経新聞 1月分													
その他														

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	298																								
支出年月日	令和 5 年 2 月 6 日																								
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費																				
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費																				
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)																									
 <p>リパーク芦屋東山町第2 ご利用ありがとうございました。 またのご利用をお待ちしております。 http://www.repark.jp</p> <p>領収書</p> <table border="0"> <tr> <td>精算機 #01</td> <td>A 精算No.000022</td> </tr> <tr> <td>車室番号 (自動車)</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>入庫時刻</td> <td>2023年 2月 6日(月) 18:38</td> </tr> <tr> <td>精算時刻</td> <td>2023年 2月 6日(月) 21:06</td> </tr> <tr> <td>駐車料金</td> <td>A料金 1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">=====</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>現金入金額</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>釣銭</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>現金領収金額</td> <td>1,200円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">米田 哲也</p>						精算機 #01	A 精算No.000022	車室番号 (自動車)	6	入庫時刻	2023年 2月 6日(月) 18:38	精算時刻	2023年 2月 6日(月) 21:06	駐車料金	A料金 1,200円	=====		合計	1,200円	現金入金額	1,200円	釣銭	0円	現金領収金額	1,200円
精算機 #01	A 精算No.000022																								
車室番号 (自動車)	6																								
入庫時刻	2023年 2月 6日(月) 18:38																								
精算時刻	2023年 2月 6日(月) 21:06																								
駐車料金	A料金 1,200円																								
=====																									
合計	1,200円																								
現金入金額	1,200円																								
釣銭	0円																								
現金領収金額	1,200円																								
充当内容 (按分の計算方法)	市政租税 1,200円 駐車代																								
その他																									

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	299
支出年月日	令和 5 年 2 月 6 日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	

印紙税法第5条
第一項、別表1
第22号により
収入印紙は貼付
いたしません。

領 収 証

No. 40703

福井 美奈子 様

金額 ￥ 121,783 円也

1 月分

但 市政報告配業務

上記の通り確かに領収いたしました。

令和 5 年 2 月 6 日

〒659-0062
芦屋市宮塚町2番2号
公益社団法人
芦屋市シルバー人材セ
TEL (0797)32-1414



充当内容 (按分の計算方法)	市政報告書 Vol.47 新春号 ポスティング代り(配布代) $121,783 \times 0.85 = 103,515$
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 福井 美奈子」(以下「甲」という)、受託者「芦屋市シルバー人材センター」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

市政報告書 Vol.47 新春号ポスティング

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

2023年1月4日～2023年1月末日

4 委託料

121,783 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(適用税率10%)
上記に含む 円〕

5 委託料の支払方法

銀行振込

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年12月28日

甲 住所名

芦屋市 [住所] 福井 美奈子

乙 住所名

芦屋市宮塚町2番2号
公益社団法人 芦屋市シルバー人材センター
理事長 山中 健

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

(1) 期間内に市政報告書を配布する。

(2)

(3)

(4)

(5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。

(2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。

(3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

(4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。

(6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。

(7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。

(8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。

(9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

福井 みな子 市政報告



12月定例会は12/20に閉会し、一般会計補正予算をはじめ全ての市長提出議案が可決されました。なお、この任期最後となる一般質問は、15名の議員により行われました。



指定ごみ袋制度について ~ごみ袋のデザインが決定~

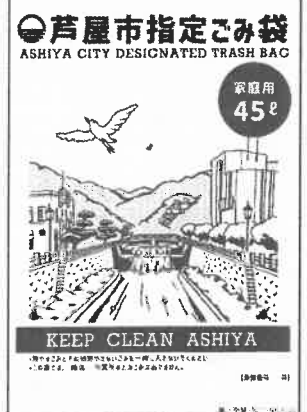
現在のごみの分別状況の改善、及びごみの減量を目指すために指定ごみ袋制度を導入することが、すでに令和4年6月議会において全会一致で可決されています。

令和5年4月より移行期間に入り、令和5年10月から「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」は、指定ごみ袋でないと収集されなくなります。なお、価格については、市場価格とし、市の手数料の上乗せ(有料化)しないことが示されています。指定ごみ袋制度の導入により、今後ごみの分別の徹底と再資源化の促進が図られることを期待します。

指定ごみ袋制度の導入説明会も開催されています。詳しくは市のホームページをご確認ください。



公募により決定した芦屋市指定ごみ袋のデザイン。街を綺麗に保ち続けたいという願いが込められています。



新生児聴覚検査費用の助成について一般質問にて提案

~ 来年度から未受検の乳児への対応を検討 ~

<新生児聴覚検査>

生まれつき聴覚に何らかの障がいを持つ赤ちゃんは、1,000人に1人から2人とされています。以前は2歳を過ぎてから言葉の発達の遅れにより発見されることがほとんどでした。しかし、近年は優れた検査方法が開発され、早期に聴覚障がいの診断を行うことが可能になりました。聴覚障がいは早期発見が重要です。できるだけ早いタイミングで適切な療育につなげることが、子どもの言葉の発達やコミュニケーション力の育成に大きな効果を生むと言われています。



<芦屋市の状況>

本年度の決算特別委員会民生文教分科会において、本市では96%の新生児が、生後2日目には産科医院で任意の聴覚検査を受けていることが明らかになりました。令和3年度の出生数は490人なので、検査を受けていない4%の新生児は約20人と推定されます。

有効な検査にもかかわらず、受検は任意で、自己負担が発生するため、すべての新生児がこの検査を受けられているわけではないという現状が浮き彫りになりました。

<私の考え>

すべての新生児に聴覚検査を!

新生児聴覚検査については、誰ひとり取り残すことなく受検できるようにすべきであると考えます。そのためには、家庭の経済状況に関わらず、すべての新生児を対象に費用の公費負担を行うことが重要です。

今回の一般質問では、全ての新生児が新生児聴覚検査を受けられる体制整備と検査費の全額助成を要望しました。対する答弁は、「経済的負担を理由に未受検となる乳児への対応は、来年度の実施に向けて検討している」とのことでした。



Photo Report



市長に令和5年度の予算要望書を提出。市民との約束を果たすための大切な取り組みです。



浜町自治会でのハロウィンイベント。防災コーナーも開設しました。

福井みな子の一般質問(抜粋)

一般質問とは、議員が40分の質問時間内に市の事務に対しての執行状況また将来の方針、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すことです。



空き家対策について ～ 発生抑制と利活用を！～



芦屋市は、他市と比較して空き家の数が少ないとされますが、今後も引き続き空き家数を抑制すること、また所有者には良好に維持していただくことが重要であると考えます。昨年度本市で実施された空き家の実態調査を踏まえた質問を行いました。

質問① 市内における空き家の戸数と管理状況について問う。

> 市長 令和3年度に戸建て住宅の空き家実態調査を行ったところであり、共同住宅の空き戸数までは把握していないが、現地調査やアンケート結果から空き家と確認された戸建て住宅は、100軒程度である。管理状況は危険性が高いとされる特定空き家はなく、管理された空き家が多いことを確認している。

質問② 空き家対策に向けた計画の策定について考えを問う。

> 市長 空き家対策計画の策定など必要な方針は、来年度実施予定の共同住宅の空き家を含めた状況調査を踏まえ、総合的に判断していく。

【こんな時どうするの?】

空き家・空き地が適正に管理されず、草木が生い茂って周囲にはみ出ししたり、老朽化した建物や塀の一部が落下したりするなどの事例が近年増えています。問題がある場合は、当事者間で決まっていたこととなりますが、所有者の連絡先がわからない場合などは、下記の各担当課までお問い合わせください。



建物: 建築指導課 ☎38-2114 防犯: 建設総務課 ☎38-2063
環境: 環境課 ☎38-2050 動物: 地域経済振興課 ☎38-2033
道路: 道路・公園課 ☎38-2062



詳しくは、市のホームページの「空き家対策」をご覧ください →

私の考え

国土交通省が令和3年8月に発表した、空き家対策に取り組む市区町村の状況調査結果(令和3年3月31日時点)によると、兵庫県では41市町のうち39市町で「空き家等対策計画」がすでに策定されており、未策定なのは芦屋市と他1箇所のみであることを指摘しました。

空き家の発生は少子高齢化に伴い増加傾向になることが予想されるため、発生抑制や利活用を盛り込んだ対策計画の策定を早期に進めるべきではないでしょうか。

空き家を地域の活動拠点として再利用する自治体もあり、その場合には調整役のコーディネーターも必要となるでしょう。また、空き家見守り・管理代行サービスをシルバー人材センターと連携して取り組む自治体の例を参考に、芦屋ふるさと寄附返礼品メニューに加えることも要望しました。

「おくやみ窓口」の設置について



ご家族が亡くなられた際、ご遺族が行う手続きは、福祉や税関連、相続に関するものなど多岐にわたり、大きな負担がかかります。近年、他の自治体においては「おくやみ窓口」などが設置され、手続きのワンストップ化への関心が高くなっています。この10月に会派で実施した視察を通して他自治体の取り組みに学び、このテーマを取り上げました。

質問 ご遺族が手続きをワンストップで行える「おくやみ窓口」の設置を要望するが見解を問う。

> 市長 おくやみ窓口は従前より死亡届を受理した際に市民課にて各課の必要な手続きのご案内をお渡しし、手続きされるかたの状況に応じて、担当課職員が出向くなど、臨機応変な対応を心掛けており、現時点では専門窓口の設置は考えていない。昨年度からは、市役所全体の窓口改革ワーキングチームにおいて、オンライン予約や、複数の手続きについて一括して書類作成支援を行うなどの検討を進める中で、ご遺族に寄り添ったおくやみ手続きのスマート化も、来年度早期の実現を目指して取り組んでいるところである。

私の考え

お悔やみ窓口を設置する自治体が急速に増えている背景には、令和2年5月に内閣官房情報通信技術総合戦略室から「おくやみコーナー設置ガイドライン」が公表され、全国の自治体に活用を促したということがあります。

近隣の宝塚市ではデジタル手法の窓口を設置し、尼崎市ではワンストップ窓口の「おくやみコーナー」が設置されています。

このコロナ禍の影響を受け、社会ではデジタル化が加速し、キャッシュレス化や電子申請、ハンコの廃止等の導入が進んでいます。

デジタル化やシステム導入については、市民と意義を共有することが重要であり、単に導入がゴールになるのではなく、市民の利便性を向上させること、そしてデジタル技術やAIを活用することによる業務効率化を図ることに向け、新しい変革を目指すべきであると考えます。

メール fukui.minako@gmail.com ホームページ <http://www.fukui-minako.com> ブログ <http://www.fukui-minako.com/activityreport/>

編集後記

「ウイズコロナ」の生活様式が浸透しつつありますが、令和五年卯年は、今までの数年間から大きく「飛躍」し、市民生活がより「向上」する年になるよう取り組んで参ります。すべての人々の心が和み、平穩に過ごせる年であるようにお祈りいたします。

福井みな子

プロフィール

- H23年 芦屋市議会議員初当選
- H27年 2期目当選
- H30年 第80代芦屋市議会副議長
- H31年 3期目当選
- R 1年 監査委員
- R 2年 総務常任委員長
- R 3年 総務常任委員長

自民党芦屋市議会議員団所属

市政報告Vol.47 R5年1月発行
＜事務所＞芦屋市打出町1-13



(打出商店街 南入口角)

事前にご連絡のうえ、お気軽にお越しください。

TEL & FAX : 34-0240

659-8501
芦屋市精道町7-6

自由民主党 芦屋市議会議員団

ご担当者様

お問合せ番号

毎度格別のお引立に預り厚くお礼申し上げます。
ご請求内容のお問合わせ、ご請求の住所、部課名、届け日の変更は
下記の窓口へ、「お問合せ番号」と共にご連絡をお願いします。

530-0005
大阪市北区中之島3丁目2番18号
住友中之島ビル 10F

富士フィルムサービスクリエイティブ
事務サービス部

TEL: 0120-069-840
FAX: 0120-600-695

お支払約束手日	2023年02月08日
お支払方法	
金融機関名	
本支店名	
預金種目/口座番号	普通預金 / *****
指定口座名	上記、お支払約束手日に口座より引落しさせていただきます。

備考:

FUJIFILM

請求書

発行日: 2023年01月05日
請求書番号:

自由民主党 芦屋市議会議員団

様

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

今のご請求額 3,242円

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
お問合せ番号: 電話: 0120-069-840

料 金 項 目 / 品 名	期 間 / 送 品 N O	枚 数 / 数 量	単 価	小 計 (円)	合 計 (円)
1 トータルサービス料金	2022/12/01-2022/12/31				2948
2 黒モード	1カット以上	189	1.50	283	
3 クリエイション	1カット以上	205	13.00	2665	
4 フルカラー	1カット以上	0	14.00	0	
5 ご使用合計		394			
7 【代金/料金合計】					2948
8 【消費税および地方消費税(10%)】					294
9 【今回ご請求額】					3242
11 ※ご利用機種/機械番号:ApeosPort C2360 PFS-4T-A 310419	2022/12/01-2022/12/31				
12 (今回) (前回) (テスト) (ミス)					
13 1/ 14417 (14227) (0) (1)	設置先: 自由民主党 芦屋市議会議員団				
14 4135 (3929) (0) (1)					
15 940 (939) (0) (1)					

16500 00908 0000
30 1/1 3308132456 3308132456 9999

12503050

3308132456

3308132456 3308132456
J305181600016

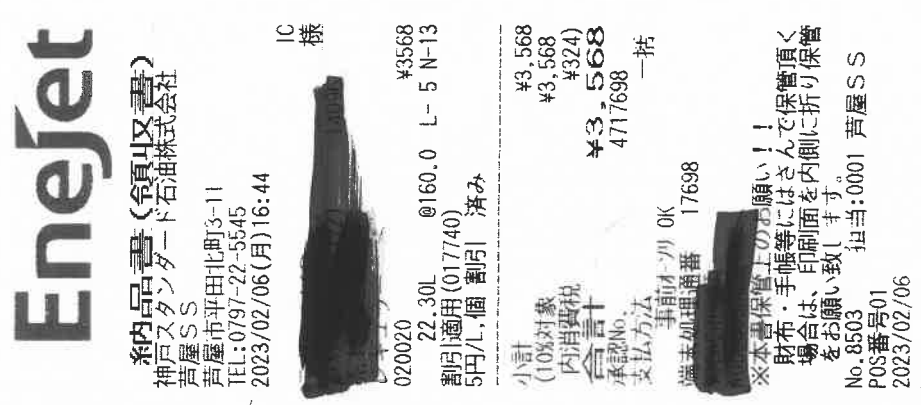
300-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	301										
支出年月日	令和 5年 2月 6日										
項目 (該当項目に〇をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">調査研究費</td> <td style="width: 16.6%;">研修費</td> <td style="width: 16.6%;">広報費</td> <td style="width: 16.6%;">広聴費</td> <td style="width: 16.6%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 <small>※</small> (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
充当内容 (按分の計算方法)	コピー代 $20856 \times 0.8 = ¥16684$										
その他											

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	
支出年月日	令和 5 年 2 月 6 日
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<div style="text-align: center;">  <p>Enejet 納品書(領収書) 神戸スズタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 2023/02/06(月)16:44</p> <p>IC 標</p> <p>020020 ¥3568 22.30L @160.0 L-5 N-13 割引適用(017740) 5円/L, 個 割引 済み</p> <p>小計 ¥3,568 (10%対象) ¥3,568 内消費税 ¥324 合計 ¥3,568 承認No. 4717698 支払方法 一括 事前決済 OK 端末処理番号 17698</p> <p>※本書保管上のお願!!! 財布・手帳等にはさんで保管頂く 場合は、印刷面を内側に折り保管 をお願い致します。 No.8503 担当:0001 芦屋SS POS番号01 2023/02/06</p> </div>	
充当内容 (按分の計算方法)	ガソリン代(2月) $¥3568 \times 1/2 = ¥1784$ 残 ¥1255
その他	川エ

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	300				
支出年月日	令和 5 年 2 月 7 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<p>《領収書》 One Park JR 芦屋駅前</p> <p>《領収書》 [NO. 6] 23年02月07日05:56 -- 02月07日08:35 駐車料金 300円</p> <p>合計 300円</p> <p>お預り 1,000円 お釣 700円 NO.230256</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	駐車代、 $\text{¥}300 \times 0.85 = \text{¥}255$ 行政相談 行政報告配布				
その他	川土				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	304
支出年月日	令和 5 年 2 月 9 日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 <u>広報費</u> <u>広聴費</u> 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
<h3 style="margin: 0;">領 収 書</h3> <p style="margin: 5px 0;">ご利用車室 No.03</p> <p style="margin: 5px 0;">入庫日時 2023/02/09 05:43</p> <p style="margin: 5px 0;">精算日時 2023/02/09 08:38</p> <p style="margin: 5px 0;">ご利用額 300円</p> <p style="margin: 5px 0;">受入額 500円</p> <p style="margin: 5px 0;">お釣り 200円</p> <p style="margin: 5px 0;">但し 駐車場ご利用代金として</p> <p style="margin: 10px 0;">Poo打出</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">No.00-0218-230209-0001</p>	
充当内容 (按分の計算方法)	馬王車代 ¥ 300 ¥ 300 × 0.85 = ¥ 255 市政報局配不
その他	川工

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

ご利用料金のご案内 (ドコモご利用分)



0131674

6T1EF

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

659-
芦屋市

郵便区内特別

米田 昌也 様

Webでのお問い合わせ先



発行年月日 2023年 1月18日発行
発行会社 差出：NTTファイナンス (株)
東京都港区港南1-2-70
お問合せ先 0120-800-000/ドコモ
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル
社用コード 6T1-EFE-J-27-238-001144-60(24)
<000000> 00002

0165215#

日() NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2023年 1月ご請求分	12,267円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。



205-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	306				
支出年月日	令和 5 年 2 月 15 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<h1>EneJet</h1> <p>納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋SS 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 2023/02/15(水)16:41</p> <p>モバイルEneKey 米田哲也 様 14096 0000</p> <p>レキエッ 020020 ¥5000 31.45L @159.0 L- 4 N-10 アプリクーポン適用(2005) 5円/L,個 割引 済み</p> <p>小計 ¥5,000 (10%対象 ¥5,000 内消費税 ¥455) 合計 ¥5,000 承認No. 0000217</p>					
米田哲也					
充当内容 (按分の計算方法)	R5.2月分 ガソリン代 $5,000 \times 0.5 = 2,500$ 残0				
その他					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	307				
支出年月日	令和5年2月17日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 会議費	研修費 資料作成費	広報費 資料購入費	広聴費 人件費	要請・陳情活動費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
 <p>EneJet</p> <p>納品書(領収書) 神戸スタンダード石油株式会社 芦屋S S 芦屋市平田北町3-11 TEL:0797-22-5545 2023/02/17(金)16:42</p> <p>EneKey 橋</p> <p>020020 ¥4180 27.14L @154.0 L-5 N-13 10円割引チケット適用(256220) 10円/L,個 割引 済み</p> <p>小計 ¥4,180 (10%対象 ¥4,180 内消費税 ¥380) 合計 ¥4,180 承認No. 0988212 支払方法 一括 事前オンリ OK 端末処理通番 15192</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	$4180 \times \frac{1}{2} = 2090$ 				
その他	一括引付金				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。